

近世期における林野行政と資源利用

後 藤 重 巳

一

山林原野資源の利用は、人が農耕を知る以前に、すでに始まったもので、人類の生活史と不可分の関係にあった。

いわゆる「山川藪沢」の存在意義は、古代我国の土地制度が、次第に整備されるとともに、必然的に大きな関心事となり始めた。しかし、水田がいち早く、面積丈量の対象とされた史的事実に比すれば、山林原野における丈量事業は、後世的な意味での畠・畑とともに、はるかに遅く、中世期を経過し、近世期に入ってからであった。

勿論、六世紀後期以降古代都城の造営や寺社造立、仏像彫刻、土木事業など、大規模な木材需要の増大にともない、木材そのものへの関心が高揚し、その管理・伐採等をめぐって、様々な規制が生じて来たことは、周知のとおりである。

山林原野から生ずる用益は、枚挙にいとまない程、多様の分野に及ぶ。

木材は、建築・土木・船材として、また、その小木や枝葉は、薪炭など燃料として利用される。原野の草木は、草肥農業にとつて不可欠な株・刈敷となり、自生する有用植物は、食料・薬品・染料、また繊維質植物は、衣服用材として不可欠であった。

山野に繁殖する諸動物は、タンパク源として食生活に欠かせない貴

重な資源であるとともに、その骨角や皮革は、日用品への加工、被服資材として重要な位置を占め続けた。

一方、山林原野は、河川水の涵養源として重要な役割りを果たし、環境的に人家や耕地の管理上で、防風・防潮・防火に大きな機能を持つばかりでなく、空気の浄化作用によって、保健・衛生面においても、多大な影響を及ぼすなど、山林原野は、人の生活万端に亘って、直接的・間接的に、深大な関係をもっている。

二

近世初期幕藩体制成り立期における林野にかかわる法令的史料としては、慶長十四年二月の

(1) 一、郷中にて百姓等、山問答・水問答には、弓・鉄砲にて致喧嘩候者あらば、其一郷可致成敗事¹⁾。

同年八月の

(2) 一、野におるて草刈事、此以前より入組にかかる所ニ、屋敷かまへと号、或畝目を付、或境を立、草刈を留る儀、曲事也、所詮、自今以後、無異儀蒞へきもの也²⁾。

慶長十六年三月の「条条」中の一条

(3) 一、植木・指木にさはるへからざる事³⁾。

などが、ほぼ初期の史料となろう。

尤も(1)は、山論・水論に、百姓が武器を使用する事を厳禁するといふもので、その主体は武器の禁止にあるものと考えられようが、いずれにしても、山論という利権争いの存在に注目しなければならぬ。

(2)は、いわゆる「採草地」の「囲い込み」「独占」を禁止するものである。「草蒔事、此以前より入組にかかる所」と明記される如く、採草地は、本来、百姓または村落ごとの入会地であり、特例を除き、これを特定の百姓や村落が独占することは不可能であった。近世期の検地を主体とする土地制度のなかで、原野をめぐる郷村秩序の整備のための規制であったのである。

(3)のみえる「条々」には、全三ヶ條があり、堤と川除地で牛馬を放ち飼いすることを禁止、道路以外の場所をみだりに通行することの禁令に続けてみえるものである。「植木」「指木」は明らかに、植林殖樹にかかわるものであり、積極的な樹林保護意図のあることを示すものである。山林原野の有様は、外観的にも村落経済の富有か否かを証するものである。『地方凡例録』の「村柄善悪之事」に見える。

其村へ入りて、四壁繁茂し、家居圍等の締りよきは、宜しき村なり。(中略)。又村へ入り、四壁もなく、有ともまばらにて、家居垣根等の破れも厭わず、庭の構へ草深く見ゆるは、困窮村なり(中略)。家居ハ見苦しくとも、山林・萱野・秣場・葭場等有て、四壁も樹木多く見ゆる村ハ、内証のよきものなり。是等の村ハ、多く野方にあるものなり。

という見解は、まさに卓見であろう。

近世期は、兵農分離と近世領主の城下町の経営、武士町人の都市集住による町屋の発展、交通施策の展開にともなう大土木事業など、種々の政治・経済政策のもと、多量の森林資材の需要を来たし、それまで、

主流を占めた自然林の資材に枯渇状況を生じた。このため、幕府や諸藩では、資材供給源確保施策としての自然林保護に加えて、更に積極的に森林育成の政策を展開した。

林野の資源枯渇現象は、単に資材供給の不足という面のみならず、自然そのものの節理を崩壊させ、災害透引の元凶ともなる。

第二次大戦終結以降、都市復興に伴なう莫大な量の材木需要と木材の濫伐、都市圏の拡大による急速な周辺開発と村野の消滅、農業の変質から来る草地の不要性と放地荒廃など、様々な状況のもと、予期せざる人為的大災害の統出は、山林原野が、自然節理に占める巨大な比重の問題について熟慮させられるところである。

なかでも、林野の開発と荒廃が、水系の節理を崩壊させ、しばしば河川水害を引き起こしている問題は、ゆるがせにできない。

山林と河川との相関関係については、近世期の為政者の最も関心をもつところであった。

山林原野と水資源、河川との深い関連について、近世期の法令として注目されるものに、寛文六年(一六六六)の「覚 山川掟」及び、貞享元年(一六八四)の「覚」なる二つの幕令がある。この二法令は、ほぼ同じ内容をもつものであるが、前者は、幕領代官に対して発せられたものであるとはいえ、体系だった法令として、嚆矢的存在となるものであろう。

(一) 覚 山川掟

一、近年は、草木之根迄掘取候故、風雨之時分、川筋之土砂流出、水行滞候之間、自今以降、草木之根掘取候儀、可為傍止事。

一、川上左右之山方、木立無之所々ハ、当春より木苗を植付、土砂不流落様可仕事。

一、従前々之川筋・河原等に、新規之田畑起之儀、或竹木・葭・萱を仕立、新規之築出いたし、追川筋申間敷事。

附 山中焼畑、新規に仕間敷事。

(下略)

寛文六年

(二) 覚

一、山城・大和・摂津・河内・近江、御料・私領之山々木草之根、連々依掘取、風雨之時分、川筋之土砂流出、水行滞候之間、自今以降、木草之根掘取儀、堅可為停止事。

一、川筋左右之山方、木立無之所々、土砂流出之間、従当春、木苗、芝の根を植え、川之土砂不流落様ニ可仕事。

一、前々よりの川筋、山畑、河原等ニ有之新田畑ハ不申及、縦古田畑ニても、高之内たりといふとも、川筋之土砂流出所は荒之、其跡之木苗・竹木・葎・萱等可植立、勿論川端・川中え、新規ニ築出候儀、一切仕間敷事。

附、山中焼畑、切畑、新規ニ仕間敷事。

(下略)

(一)の内容は、草木と河川との関係について、実に見事に喝破したものであり、(二)は、この「山川控」を具体的に、山城以下の諸国へ布達したものである。これに依ると、樹木の濫伐や根掘りが、河川沿岸の原野資源を枯渇させるばかりでなく、風雨の折には、河川を土砂流化せしめ、下流に甚大な被害を及ぼす事実を指摘したものであり、こうした現況は、全国至る所で見られたものである。布達の内容は樹木の伐採・根取りばかりでなく、更に川筋・河原での新田畑の開発、山野における焼畑・切畑の開発をも禁止するという徹底した内容であった。半世紀後の寛保二年に発せられた勘定奉行への条目⁸⁾の内容は、先の「掟」の趣旨を更に鮮明にするものであった。

それによると、河川沿岸の樹木は、唯、漠然と育成させれば良いというものではなく、「枝多きは、下枝をおろし、木込合候所は、剪透」

せと指示し、山々から土砂の押し出す所は、雑木を植え、成育すれば伐採、直ぐ植立てをくり返し、「根入深く相成」る様にせよと、樹木管理の方法を具体的に示している。

森林と水との関係は、一般に考えられている様に、樹木量が多ければ、水量が豊富であるという程、単純ではない。

山地に降り注ぐ雨は、地上の樹木の数量に比例し、樹木自身の成育に必要な水分として吸収消費され、組織を通じて発散される。従って地表及び地中に到達する水量は、森林の発達度の低い裸地に比較して絶対量が少なくなるのは、当然であれ、にもかかわらず、河川と森林との関係を重視するのは、森林のもつ水源涵養、洪水防止機能においてである。

森林に成育する樹木は、落葉樹は勿論のことながら、常緑樹においても、古葉が部分的に落散し、地上に堆積して腐植する。この腐植落葉は、地中に混入し、土壌を団粒化し、水透しを容易にする。地中に滲透した雨水は、地層の傾斜にともなって低地に向って流下するものほか、地中の団粒土壌の間に毛細水となって、保水されるなどする。大量の降雨の場合は、これら地中の水は、やや速度を増すものの、地中や地表を比較的緩慢に河川に流出する。

一方、樹木の繁茂しない裸地においては、樹木による平常的な降雨の吸収はない上に、落葉による腐植土に恵まれない為に、表土は酸化して固まり、雨水は滲透することを阻まれる。従って、降雨の際には雨水の全量が、地表を一気に流れて、表面の土砂を洗流し、河川の土砂流の原因を作り出す。しかも、この際の水流の速度と量は、降雨量と比例する。極めて短時間の間に大量の水、つまり洪水となって流れる。これがいわゆる「鉄砲水」である。

以上は、森林・樹木・河川・洪水との関係を図式的に示したものであるが、先に見た諸法令の内容は、こうした自然的な節理を、すでに早くも体験的に認識していたものであり、治山・治水の施策として、

布達されたのであった。

全国諸藩にあって、領国経営の必要上、右の幕府法令の内容と同様な法令をもって、山村や原野の管理が行われた。

時代は下るが、肥前佐賀藩の明和九年九月の「御改正書付」¹⁰によると、

一、城下并諸郷水旱之防専一之事候、堀川江筋流、漸々川床高く相成居、右農業商家の便利を失罷在、早魃之節、水圍不相叶、洪水之節、水吐差支、所々切流、砂下致出来、其上下之煩に候、此子細は、近年来、山々木立薄所より水気を含兼、其上、切替畠を差免、土砂を動し候故、雨毎に洗下、谷々之潤、尽常水少相成事候、依之、開作、切替畠等容易に不差免、材木を切荒、蔵入・配分共、竹木他領之不差出、山々茂り候様之仕組、山奉行へ申付候様、水行従是後年之憂、無之様可申談候（下略）。

と述べられた恒常的な水不足と、大雨の際は一転して大洪水を生ずる原因が、河川流域の開作・切替畠の進行、山林樹木の切荒しにあることを指摘するのである。

水源の涵養を目的として保護される樹木を「用水山」「水持山」などと称し、井堰用材を専ら育成する山を「井林山」と呼ぶ例もあった。伊予宇和島藩の史料中には、文政十一年十月、領内長月村の帆柱尾山などが、その直前に「御手山」に組み込まれたが、本来、この長月村は「不_二一通_一 湯水の場所」という理由をもって、この山を「村方受所水持山」として、村方に欲しいと願ひ出た。これに対して藩では、当山を村方に渡す訳には行かぬが、今後「水持山には不_二相障_一 様被成下_一 候間、可_二致_一 安心」を通達したのが見₁₂える。

農業用水利を主体とする水確保のために、以上見て来た如く、水源涵養林や、周辺の土地は、手厚い保護が加えられ、濫伐・濫開発は厳しく禁止された。そして、その施策は、単に禁止という消極政策ばかりでなく、植林という積極的な行政指導も行われるのが、一般であつた。

りでなく、植林という積極的な行政指導も行われるのが、一般であつた。

文化十一年四月日付の、肥後藩林制史関係史料¹³によると、同藩では、菊池河原手永・深川手永の諸村の「御山藪・空地」に多量の植林を行った。その数量は、河原手永の川原村で計七九、四五〇本の杉苗を、また、深川手永の半尺村ほか五か村内に、杉苗十万一七七〇本を「差植」させた。

そのおりの「但書」には、「河原手永所々水源口」と「深川手永所々水源口」にそれぞれ「当春差方仕候」と見え、積極的な水源涵養林の育成を目指す植林であつたことが知られる。

この外、同藩のこの直後の文化十四年二月日附の史料中には、領内、内牧手永湯浦村と北里手永中原村とが互に隣接する山林をめぐって争論を展開していることに對し、藩側は、この地域が「水源之御山之事に付き」との理由で、「以来下草たりとも堅被伐方不申様」と布達している例が見える。

同藩では、こうした水源涵養林の造成の外、防風林の造成を行っている。

幕末期の同藩の「林仕立帳」¹⁴によると、久住手永御山に「風留仕立候分」として、拾四里塚御山西方に松苗八〇〇本、笹倉御山西方に、松苗四〇〇本を植樹している。「西方」からの防風を目的とした植林であつたものと思われる。この外、諸藩における防風林や防汐林の造成の事実₁₅は、枚挙にいとまなく、ごく普遍的な施策であつた。

東九州諸藩における林野行政は、如何様であつたか、その様子を概観しておこう。

奥平氏の豊前中津藩では、入封早々の享保五年の法令の中で「野山無断新田新畑発シ候者有之り候ハ、御僉議之上、過料銀差出させ可申候（下略）」なる一條が見える。これは、幕府の新田開発事業の無制限禁止の施策と機軸を同じくするもので、新規の開田事業が、水利の

足、草肥供給地の不足を来たし、結果的に既存耕地の荒廢を招くことから、これを禁制しようとしたものであった。続いて宝曆二年二月の「郡中に申渡覚」では、「御立山」の制をはじめ、山の口の職務について、林野資源の利益に関する厳しい規制法令が見えはじめ、二年後の四年八月から十二月にかけては、山野にかかわる総括的な法令として「御山定法」が制定され、林野管理が一段と厳しくなった。十二月の「覚」の冒頭には「山方定法有之といへども、近年猥ニ相成候ニ付」とあり、樹木の管理以下、下草の伐採、運上などに関する詳しい箇条が見えてくる。

豊後杵築藩では、延宝八年の条令中に「山方定」¹⁶二十三条に及ぶ整った法令が見え、林野制度の完備がなされている。なかでも、林野育成にかかわる「四ヶ一山」の制度は、注目される内容を持つものであった。この規定によると「御林」の増加を目指す藩では、大庄屋・小庄屋・平百姓に、それぞれ独自に植林をさせ、最低十五年間は、自由利益を認め、追々は、これを「上り山」つまり「御林」として接収しようとするものである。尤も、この期間中も、植林地の四分の一だけの自由利益であったものの、この政策は、植林者の私欲をそるものであった。

白杵藩でも、古くから、林野にかかわる禁制が見られたが、特に幕末期の天保改革では、林野管理は、山奉行の所管事項として、御改正施策の趣旨にそつて万全を期すべく、触出されている。なかでも、藩が所管する「御山」中、「御山丁(町)数之内、御用不立分」は、村中の草場として解放することにし、単に「御林」の旧体依然とした所有体制に新機軸をとり入れたユニークな面をもつものであった。

この外、東九州諸藩において、内容的に密疎の相異はあつても、林野やその資源管理にかかわる何らかの規制を持たないものはなかった。そして、それぞれが、内容的に見る時、中期以降の林野荒廢と、その再生、山札・運上等経済施策にかかわるものが多くなる。

譜代大名深溝松平氏の島原藩は、豊前宇佐郡と豊後国東郡との境界部に、俗に「豊州御領」と呼ばれる飛地を領有していたが、藩では、幕末期の文政十年十一月、「御林山仕立方」に関して、次の如き「沙汰」を發している。やや長文の史料であるが、全覽しよう。

当御領御林山、前々は相応の木立有之候趣の處、いつの頃よりか至て木薄ニ相成、當時、御陣屋御普請入用等、聊の儀ニモ差間、時々御買入等ニ相成、御不弁理の事ニ候、山林の儀、先年より御世話も有之候得共、御陣屋詰も人少、御用多旁不行届押移居候、別て、杉・檜・松等の用材は、植殖し致度、尤も、杉木は湿地ニ無之候得は、育立兼候趣ニ候処、相応の土地少ト相聞、尤、杉・檜等、生立兼候場所ニハ、松・榎・雑木をも植付度、左候テ、追々成木候得は、御入用御間逢候様ニモ可相成、勿論、当御領の儀、村方ニ寄候ては、薪等至て乏敷、及難渋候向も多相聞候処、山林生茂り候得は、小前百姓為ニ相成候ニ付、追々は土地ニ応候木、植付方可被仰付候、尤、初発より大造ニ取懸り、手広ニ植付候迎、夫々手も廻り兼却て末不遂様可相成哉ニ付、先、明春杯、立石村御林内江松苗木少々、為御試為植付候積ニ候、右植付候村々は勿論、外村々共、御林山有之向は、當時木立の様子夫々申出、譬は末々用立間敷と見候悪木は、追々伐拂、跡江何木杯植付候ハ、土地ニ応、追々盛木も可致との見込等、得と取調、可被申聞候、鳴原表之儀、近年来、山林育立方厚御世話有之、當時何れの村々にも繁茂いたし、村方大ニ勝手能、難儀者凌方ニ相成候、当近領并嶋原よりの道中筋何れの御領迎も、近來別て山方御世話有之趣にて能繁茂居候、当御領之儀も、世話さえ届候得は、不立と申土地ニは無之相見候處、畢竟、役所向并村方ニテ心の用方薄キ故と被存候、尤、村ニ寄、能生

茂り候御林も有_レ之、是等は、庄屋・組頭・山留能心掛、取締候故と相見候、諸木は五穀に繞国用の第一に候處、忽_レ二心得、荒し置候ては、村柄も自然と在付悪敷、見劣候ものにて、第一は、百姓勝手悪敷、及_レ難儀候、山林繁茂は国を富す術計ニ付、荒山等は、是先、連年と植付方可_レ被_レ仰付、御陣屋詰メ少の上、掛隔夫々世話も行届兼可_レ申上は、御林山藪等ハ、成丈荒不_レ申様、只村々にて堅相守、御世話も不_レ仕_レ難_レ成_レ訳合_レ二候處、是迄甚忽_レ之心得も相見江、前文之通、明春より松苗等試植致、尚追々諸木植付候様ニ相成候時ハ、村々庄屋、組頭は勿論、別て山留、厚差はまり、致_レ世話候心得無_レ之ては、繁茂致間敷候、勿論御林山ニ不_レ限、一村限、都ての山林育立方心掛筋、小前百姓共能々得度致候様、誠精申論、幾々村方為_レニ相成候様、大庄屋中、心を用可_レ被_レ申候、明春より試植致候ニ付ては、追々世話も可_レ申付、委細其向より、育立取統申談候様可_レ致候。

右の「沙汰」の内容については、今更要約するまでもないが、まず注目すべきは、文中「諸木は、五穀ニ統、国用の第一」であり、「山林繁茂は、国を富す術計に付」(○印筆者と述べるように、領国経済にとって、山林原野の存在意義が、如何に大きいかを強調している点である。この見解は、近世期において、多くの識者が、山林原野の存在価値を強く主張する内容と、全く同体をなすものである。

一方、そうした認識のもとにあるべき筈の山林原野が、理想に反して、著しい荒廃に立っている現状をつぶさに指摘し、復興対策として具体的に指示したものが、右にかかげた「沙汰」の主旨をなすものであった。

「沙汰」によると、豊州御領における林野は、次第に「木薄になり」、陣屋修復のための入用木材さえ購求せざるを得ない現状でありこうした状況の出現は、指導すべき陣屋役人の手不足もさることながら、

村役人を含めた領民の「不心得」に起因するものに外ならず、事実、配慮十分の地域においては、樹木の繁茂は順調である。領民は地味地質を考え、林野の樹木の植栽に心掛けよと指示し、城附地の島原及び近接する他領に比して、豊州御領内における余りにも甚しい林野の荒廃・資源の枯渇の状況を酷評し、試験的な植樹事業、林野復興事業に対する指導を行ったのである。勿論、城附地の島原地方が、林野の施策において、完全であったという訳ではない。

さて、寛文九年、高力高長の跡を受けて肥前島原に入対した深溝松平氏は、以降、第五代忠祇の寛延二年七月から、六代忠恕の安永三年六月に至る間、上州宇都宮の戸田氏と交封したものの、安永期以降、十三代忠和の時代に、明治維新を迎えるまで、島原の地を領有した。

初代忠房は、島原入封直後の寛文十年三月、禁制を発し、領内温泉山境地内において、諸殺生、樹木伐採、野原放火の禁止を命じている。第二条の竹木の伐採の案では、附として躑躅掘取及び花折採の禁止を命じているが、第三か條の「野原放火」は、具体的には、焼畑を指すものと考えられる。雲仙岳の西麓に展開する島原地域には、「コバ」と称する地名が多く、これらは、「木庭作」すなわち、焼畑を主体とする粗放農耕地である。火山礫の多いこの地域は河川は伏流水となり、木庭作を中心とする農業であった。

右の禁制は、雲山雲仙岳すなわち温泉神社を祀る山として、他山と区別され、入封早々の制札となつたものであろうが、ここにいう「野原放火」は、山腹傾斜地の焼畑のための野火を指すものと思われる。

以降、当藩でも、事ある度に林制にかかわる法令を布達した。本節冒頭にかかげた文政十年の「御林山仕立方」なる布達は、こうした林制施策の延長線上に位置するものである。

近世期における林野資源の利用にあつて、領主側の収益としては、営林事業によって育成した材木の売買などによって得る直接的な収益のほか、領民が林野を利益することから生ずる運上口銭など、課徴による間接的収益があつた。

このうち領民の消費する建築土木材、日常生活に不可欠な薪炭、刈敷・秣など農業用資材、苟その他の食料材の利益に対する課徴から生ずる収入は、領主経済にとつて、大きな比重を占めた。

島原藩豊州御領における林野管理にかかわる施策は、安永八年の「豊州村々ニ申渡書付」等において、やや具体的に知られる。

それらの史料によると、毎年正月十一日に行われる「御吉例松植行事」⁽²⁰⁾は、恒例化した儀式ではあつたにしろ、植林事業の重要さを教諭する年中行事であつた。

山林の樹木・藪の草葉の採取にかかわる山札の制度は、すでに寛延期に、戸田氏と一時的に所領交換が行われた頃から見られた。⁽²¹⁾

安永八年、豊州御領に申渡した書付によると、山方竹木松葉値段などを定めた「山方之定書」なるものが、山奉行役所に常備されていと記されるが、これが、いかなる内容をもつものであるかは、明らかではない。

天保末期に編纂された『執睨録』⁽²²⁾の中には、「組中請山藪代米覚」、「豊州御領竹木持夫并諸色代之事」(成木持夫・竹持夫・松殺木袖取并持夫)、「鹿取袖取并持夫」(諸色御買上上納代銀)、「竹木并松葉薪村方ニ買方ニ申請候直段」と題する規定が収められており、これら諸規定の制定年代は明らかではないが、恐らく「山方定書」の内容の一部を成すものと思われる。この外、「御林山并免許山四壁材木伐渡方之事」・「山札運上之事」なども、右の一群を成すものと考えられる。

常耕の田畑に対して、山林原野が、どの程度の比率で展開するか

よつて、村落は、「里方」か「山付村」「山村」「野方」かとしての性格付けがなされるが、自然への依存度が高く、自給自足的な前近代的村落生活では、さしての「深山」でない限り、「里方」よりも、「山付村」「野方」の方が、生活資材の供給が容易であり、「地方凡例録」の編者がいう如く、「内証」がよかつたことは事実であらう。

「町」と「在」との生活圏の二極化が顕在化するに比例し、諸生活必需品の流通が激化し、これに注目されたのが、領主の新しい経済施策であつた。その中の最たるものに、山林原野資源があつたのである。次の表は、豊州御領橋津組における、「惣高」と「御林」反別の比を一覧したものである。⁽²³⁾

村名	田畑反別	御林反別	比
橋津	町 49.5.4.21	町 112.0.0.00	2.26
日足	43.1.2.24	183.7.0.00	4.26
出光	29.2.1.0	18.4.0.0.00	0.63
金丸	37.1.4.09	164.0.0.0.00	4.42
西屋敷	32.8.2.15	45.0.0.0.00	1.37
江熊	28.2.0.12	45.0.0.0.00	1.56
両戒	19.4.3.18	35.0.0.0.00	1080
山村	40.4.7.06	39.9.9.00	0.99
立石	30.7.3.27	50.0.0.0.00	1.63
辻村	13.4.2.15		-
東大堀	15.7.3.15		-
水崎	39.1.8.24		-
青森	34.0.7.0	2.0.0.00	0.06
荊宇田	16.8.4.24		-
西木	29.5.9.27		-
岩崎	51.4.7.12	1.2.1.00	0.02
和木	64.7.2.0	3.5.0.0.00	0.05
計	575.7.8.0	675.500.00	1.17

「惣高」に対して「御林」と見るところから、この場合の林には、百姓山や四壁山藪などは含まれていないものと思われ、従つて、山林原野の反別は、右の数字をはるかに上回る莫大なものにはぼるであらう。

う。

「御林山」は、村落そのものの立地、村落からの遠近により、「里山」「奥山」に類別され、豊州御領の高田組では、長岩屋村・黒土村林は奥山、他の山々は「里山」され、田染組では「里山」は、森村・佐野村・小田原村・奥畑村で他はすべて奥山、長州組・橋津組は残らず「里山」、これに反し、山蔵組は、全てが「奥山」であった。²⁴

この「里山」「奥山」の区別は、材木運搬、いわゆる「山出し」の不便、「川下」の良否などによって決定されるものと思われる。

右の表でまず注目されることは、田畑の反制が「歩」を単位に丈量されている事に対して、「御林」の反別計測が「反」||段を単位として極めて大まかになされている点である。

史料の表記によると、同組十七か村の内、辻村以下五か村については「御林」が示されていない。これらの村々は御許山系から独立した小丘状地域に展開しており、「御林」として指定さるべき程の山林が所在しなかったことは、当然予想される。

これに対し、田畑反別の四・四二倍、四・二六倍、二・二六倍などの「御林」反別を有する金丸村・日足村・橋津村などは、御許山山系の東麓に展開する村々で、特に日足村は、東西南三方を山礫の裾にはさまれた谷部であるため、「御林」の反別が大きくなる。

これら各村の「御林」は、ともに「一筆」的に成るものではなく、いずれも数か所に分散するものの総計的な数字であった。例えば、橋津村八か所、日足村七か所、金丸村八か所のほか、少ない村で岩崎村の二か所、両戒村の三か所などの総計であったが、それぞれの明細については史料的に明らかではない。

両戒村の「御林」は総反別が十五町歩、これが三か所の「御林」から成るとすれば、単純計算で、一か所当たり十二町歩近く、また日足村では、総反別一八三町歩が七か所から成るなどで、右同様に二十六町歩余となる。

右の如く、各種の数字は、まさに「御林」をはじめとする山林の存在形態や性格を如実に示すものであろう。

林野の性格として、それが他領との境界をなす場合が少なくなく、為に、他領から入会利益にかかわる問題は、深刻かつ重要な問題であった。

例えば、右に見た豊州御領橋津組日足村に散在する「御山」は御許山山麓に展開するために、隣接する御料や神領からの入会問題の対処に困惑し勝ちであった。²⁵

文政十一年二月の史料には

日足村御林山は御許山裾ニテ、御料所之者又は神領之者共立入候ニ付、世話難行届ニ付、札建候様仕度旨、庄屋申出候間、口上ニテ相達候処相済、札五枚、杭五本、村方ニテ拵、山留持出、御役所ニテ御認御済方ニ相成(下略)。

と見え、この御林では、下蒬も不可能の旨の禁札を立て、他領者の入山を厳禁した。

五

豊州御領における林制に係わる全般的な史料は少ないが、元禄二年五月の「豊州村々江申渡書付」の中の「山方定」が、初見的史料となろう。

飛地領としての豊州御領の支配機構は、国東郡高田町に設置された「高田役所」に、月番で詰める代官役人の下、ほぼ城附地と同様の組織を有していた。

このうち、林野を所管する役人は、「山奉行」と呼ばれ、その下に各村々に「山ノ口」「山留」という係役人が置かれていたが、安永八年に

至り、山奉行は廃止されたい。
すなわち、「大全壁書」²⁶に

一、豊州諸山奉行、相止候付、改役人横目代官兼帯被_レ仰付、依
之、役料、左之通

銀 貳拾目 改役人横目代官
同 拾貳匁 物 書

とあり、従来からの豊州山奉行が廃止され、改役人は、横目・代官が兼務することになった。この理由は明らかではないが、行政の簡素化によって、これまで独立した機能をもっていた山奉行が、他職の兼業になったものと思われる。

周知の如く、林野には大別して、①領主(藩)の直轄するもの(御林・御立山・御留山)、②村などの共同入会所有するもの(入会山)、③百姓が個人所有するもの(百姓林)などがあつたが、①②は勿論のこと、③においても、大木の自由伐採は禁止される一方、必要な手続きを経て、小木・下枝・下草などの採取は許可されるのが一般であつた。この場合、その利益に対して支払われるが、山運上などとよばれるものであつた。

いわゆる「山札」は、林野における、この利益権を保証する「鑑札」であつた。

豊州御領におけるこの「山札制」に係わる初見的史料は、先の元禄二年の「申渡書附」の中に見える。

右によると、木伐を伐採する際の「木札」、茅などの採取する所の「茅札」などにいわゆる「山札」に関して、

一、山札之儀、馬札ハ焼印貳ツ、但、木伐札ハ壹枚壹ヶ年貳匁運上、
茅札ハ壹匁五分、歩行札ハ焼印壹ツ、但、木札は壹匁五分、茅札

ハ五分、山蔵筋山奥は、右に五分下り、先規より定之連り申付候事。

なる一条が見えている。

「山札」と総称される諸種の林野資源利益の爲の鑑札には、大別して、牛馬による搬出、および人背によるものがあつた。両者は、物量的な相異に依拠するものであり、「札」そのものに、馬札は、公印として「焼印」二箇、人札には、一箇が焼付けられた。一年間を通ずる銀にも、当然、牛馬荷、人背荷と採取する資源量と差異があり、馬木材札で年二匁、茅札は一匁五分、人背による場合は、木札一匁五分、茅札五分の「五分下り」であつた。また、この銀額は、採取地の、便不便によって異なり、「奥山」としての山蔵組では、「里山」に対して、すべて五分下りであつた。

こうして発行される山札が、全藩的に一体どの様な規模であるのかは、史料制約のため明らかになし難い。

以下は時代はやや下る、寛政期の極く限られた地域の山札の実態について見ることにする。

豊州御領では、寛政六年(一七九八)二月、寛延年中に下附された「山札」が古くなり、札主名の判読も不可能になり、混乱を来たしはじめたので、札の作り替えを計画した²⁷。この計画は、御領全体で行われたものであつたが、史料としては、橋津組に関するもののみが遺存している。

同年二月に着手された改札事業は、手続きなどを経て、四か月後の六月二十八日、新札の交附が行われた。その折の、当組における村と札数との関係は、次表の如くであつた。

村名	種 類				計
	柴馬札	茅馬札	茅歩行札	秣札	
足津木崎光丸	枚 8	枚 2 11 19	枚 9 4 14 30 3	枚 20 1 7	枚 11 43 34 40 9 9
日橋和岩出金	10 6 2				
計	26 (8)	132 (50)	60	28	146 (44)
1枚当り	2匁	1匁5分	5分	5分	
計(銀高)	16匁	75匁	30匁	14匁	135匁

村名	運上銀高
足津木崎光丸	7匁7分7厘5毛 457.835
日橋和岩出金	330.115 109.115 108.115 106.695
計(銀高)	139.050 (口銀含む)

橋津組の場合の山札の種類には、柴札・茅札・秣札があり、柴札では柴馬札のみ、茅札は、茅馬札と茅歩行の両種が見える。二種の茅札のうち、馬札は一枚一匁五分、歩行札は、その三分の一の五分であり、柴馬札は二匁、秣札は五分であった。

札所持数の最大は、橋津村の四種合計四三枚。札種別では、茅歩行札の五か村合計六〇枚となる。また山札四種の六か村所有数合計は、一四六枚、山札銀高は一三五匁、これに「口銀」が加徴されたので、最終的には、一三九匁余となる。

山札運上銀を納入して採取する柴・茅などがすべて各自の自家消費用のものか、もしくは里方などへの販売用のものなのかについては、史料制約のため明らかにはなし得ない。

村落は、その地理的条件によって、山林原野資源に恵まれる場合と、不便をかこつ場合とがあり、後者は、前者からの購入や入会仕法によって補給せざるを得なかった。それは単に「山方」「里方」という対比的な地理条件ばかりでなく、「山方」の中にあつても、資源に恵まれる村落と、そうでない村落との間においても、同様であつた。

豊州御領内の村落間における右の關係は、明らかではないが、隣接する幕領、宇佐郡内の村々のうちにあつては、山附村の麻生谷の諸村と、平野部の里方の村々との間では、山林原野資源の富有と不足との關係から、明確な需要・供給の關係が見られた。

幕領宇佐郡麻生谷の下麻生・中麻生・上麻生・山口の四か村は、麻生川の流域に展開する村々で、林野資源に比較的恵まれていた。この四か村には「麻生山」と呼ばれる四か村入会の「運上林」計六九町四反余りの山林があり、安永六年の時点で、幕領・中津領・時枝領など三四か村で、入会利益を行つていた。

幕領村々は、里方の四日市・吉松・城・今井・荒木・上乙女・下乙女・上田の諸村、中津領では、山下・赤尾・敷田二村・高村二村・尾永井・庄二村外、時枝領では、時枝二村・末・山下・元重・猿渡の外などともに「里方」の村であり、麻生山を所管する下麻生村に「薪山札」として「山札運上銀」を上納し、利益していた。

その運上銀の総額は、幕領里方四四匁余、中津領五八匁余、時枝領二九匁余の一三一匁余となつていた。

麻生四か村の六九町余の山林は、幕府の直轄する「御林」ではなく、四か村の植立てした「入会山」であつたのが、自らの山林の利益に際しても「運上銀」を上納し、他領他村からの利益にも、勿論、運上銀が課せられたのである。

麻生四か村内の山札の種類には、薪山札、薪売札、炭焼札、炭売札、鋳物師炭焼札の四種が見え、明らかに、薪炭の売買の事実が証される。これらは、里方や町方に搬入されたものであつた。

天保九年の「山口村明細帳」によると、山口村に所屬する「御運上山」について、

一、御運上林 五町九反歩 六ヶ所

此木數 松木百六拾四本

雜木拾貳本

是ハ麻生四ヶ村六拾九町四反歩五之内に御座候、前々方定御運上銀相納候、里方村々方薪伐株伐來申候。山札銀ハ、下麻生村江請取、右村方上納仕來申候（下略）。

とあり、また、天保八年の「下麻生村明細帳」には、

一、御運上林 貳拾五町四反四畝

但 松木數 九百五拾五本、尤、長間方三間迄

目通壹尺三寸方三尺三寸迄其外、

節木・曲木共ニ如斯

是ハ、麻生四ヶ村六拾九町四反歩之内にて、前々方定御運上山札銀相納、御料里方拾貳ヶ村、小笠原加賀守御知行所九ヶ村、奥平大膳太夫様御知行分拾貳ヶ村、古來方入会ニ御山札を以、薪株伐取來申候、尤、麻生四ヶ村御運上林六拾九町四反歩之内にて、御運上銀、居村之外御割銀ニ有之候通、右入会村々より、当村江請取御上納仕申候。

と見え、百姓植立の入会林とはいえ、立木状態の正確な掌握の上で、その用益に際して、運上が課せられている事実と、里方など、山林資源に恵まれない地域の遠隔用益の様子が如実に知られるところである。麻生四ヶ村の「御運上林」に関する他領他村の用益慣行は、中津小笠原氏が除封となり、その領域が一時的に収公され、享保二年に奥

平氏が入封。豊前東部に、幕領、中津領の入組みが始まる時点に成立するものらしいが、その後、この山林資源の用益慣行は、右の史料に見る如く、天保期に至るも続行されていたのである。

六

いわゆる「御林」「御直山」「御立山」「御留山」などと呼ばれる領主直轄林設定は、普遍的には十七世紀中葉期にはじまるといわれているが、この時期には、この外の木草の無斷採取を嚴禁するとともに、山林資源の保護政策も積極的に行なわれ山林原野の復興なるかに見えた。しかし十八世紀以降、各地で盛行する新田畑の開發事業は、既耕地に隣接する原野・草地を目標したところから、株・刈敷地・水利用の芝草地の減少などを來たし既存の耕地の耕管維持をも危機に陥れることになった。一方、急速に肥大化する領主経済面における支出を補うために、領主側は、正租としての米穀（年貢）収入から、小物成収入に着目、特に領民の山野用益に対して課徴する政策を強化した。

民俗事例によると、古く、町在を問わず一般家庭における、炊事用・風呂用・暖房用薪は、年間一戸当り七十抱程度を必要とし、農家における刈敷は、水田一反歩当り約十抱を、また牛馬一頭当りの株は一日平均一駄（四抱）を最低とする。こうした多量の刈敷、株は、自己水田や畑の畦畔自生の草では、とうていまかない切れるものではない。従って、そこには、必然的に、耕地に比例した面積の自家株草地や共同用益の入会草場が不可欠となる。そして更に不足する分は、御林など領主直轄地の下草刈り等で補なわねばならなかった。

燃料材としては直接的に燃焼する「そだ」「割木」、間接的燃料としての炭があり、それらの消費も、莫大な数量にのぼる。

燃料材は、一般家庭用の外、酒造・鍛冶用炭など産業用としての需要も少なくなかった。

山林原野資源の枯渇防止と積極的な保護育成政策、一方では、生産活動に不可欠な同資源に対する需要、この相反する両者の間に介在したのが、小物成としての課徴施策であった。勿論、それは単なる介在でなく、例えば、林野資源の専売制というむしろ積極的な面さえあった。

豊後における文化期一揆において、一揆側の要求事項の中に、山林資源の統制撤廃が見えるのも、当期における林野資源をめぐる領主側と領民側の利害関係の様態を明瞭に示すものである。

注

- (1) 「御当家令條」第四四九号
- (2) 「徳川禁令考」第二八四〇号。
- (3) 「御当家令條」第二七五号。
- (4) 大石慎三郎校訂「地方凡例録」卷二下所収。
- (5) 「徳川禁令考」第四〇二二号。
- (6) 「御触書寛保集成」第一三三五号。
- (7) 「根掘」は、良質の燃料としての枯松根、いわゆる「肥松」や、澱粉材としての葛根などに代表される樹根掘りであり、「フラビ」の根掘りなども盛行した。
- (8) 「御触書寛保集成」第一三三二一号。
- (9) 四手井綱英「森林」第十章、法政大学出版社。
- (10) 「日本林制史資料」佐賀藩」所収史料。
- (11) 「日本林制史資料」所収史料などに散見。
- (12) 「徳川時代に於ける林野制度の概要」所収「宇和島藩」所収史料。
- (13) (12) 所収「肥後熊本藩」所収史料。
- (14) (13) に同じ。
- (15) 「大分県史料」第一七卷「各藩法」所収史料。
- (16) 後藤重巳編「封事太宗」所収。
- (17) 後藤重巳編「執腕録」所収史料。

- (18) 「日本林制史資料」島原藩」所収史料。
- (19) 後藤重巳編「宇佐近世史料」(一)「橋津家史料」ほか。
- (20) 正月十日前後に、領内各村で特定数の松苗を植樹する行事を「御吉側松植行事」と呼び、毎年行事終了後に、村庄屋から藩に報告されていた例が多い。
- (21) (17) 所収史料
- (22) (21) に同じ。
- (23) 右に同じ史料所収「山札新札御渡之事」
- (24) 右に同じ史料所収「竹木并松葉新方ニ買方ニ申請候直外」。
- (25) 右に同じ史料所収「日足村御許山江御制札建候事」
- (26) 「日本林制史資料」島原藩」所収史料。
- (27) 「執腕録」所収「山札新札御渡之事」
- (28) 「宇佐市史」中巻三六一―三六九頁参照。
- (29) 後藤重巳「宇佐近世史料集」第二集「山口家史料」所収。
- (30) 右に同じ。